

通達

ハイフォン市のCOVID-19防止対策に関するオンライン会議でのグエン・ドック・トー副人民委員長の結果

1. 各局、各機関、各業、各団体、各社会政治組織、各区・郡・村・町・ソンの人民委員会は、

- 早急に追跡を行い、外部、特にハイズオン省及びクアンニン省からの感染源をしっかりと検査して、規定に従って医療隔離を実施する；地方、職場、居住地で徹底的にゾーニングを行って感染流行を止める。常に検査を行い、規定に従って、違反する機関、組織、個人を処分する。

- マスク着用は必須とする、接触する際1メートル以上の間隔を保つ、会社、学校及び病院以外の公共の場所において30人以上で集まらない；隔離施設、市場、スーパー、生産事業所、バス乗り場、ターミナル、空港、駅等の住民が集まる所及び公共交通手段、特に医療機関に対しては消毒を実施する。

2. 市内のディスコ、カラオケ、サウナ、バー、ゲームセンター、インターネットカフェ、遊園地、イベント活動は、2021年1月28日18時から中止とする。

3. ハイフォン市とハイズオン省及びクアンニン省の間の乗客運送活動を2021年1月28日18時から中止とする。

4. ハイズオン省、クアンニン省からの住民、労働者は、ハイフォン市へ入ってはいけない。市内に入る場合は、規定に従って、集団隔離を受けなければならない。ハイズオン省・クアンニン省出身の者でハイフォン市で勤務する者は、ハイズオン省・クアンニン省に戻らずに、ハイフォン市で宿泊することを要請する。各企業は自らの従業員がハイフォン市に滞在できるための環境作りに努める。